

西都市介護人材確保支援事業補助金交付要綱

令和7年3月19日

西都市告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供する市内に住所を有する事業所（以下「事業所」という。）に勤務する介護人材の確保及び定着を図るため、予算の範囲内で西都市介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 資格の取得又は更新に係る研修（以下「研修」という。）を受講し、修了した介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもの
ア 第5条に規定する交付申請をする日において、事業所を運営する法人に介護支援専門員等の職種で直接雇用され、研修の修了後に1年以上継続して当該事業所に勤務する意思を有していること。
イ 市税等の滞納がないこと。

- (2) 前号に規定する要件を満たす介護支援専門員等を雇用する事業所を運営する法人

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、介護支援専門員等が受験又は受講した次に掲げる試験又は研修とする。ただし、他の団体等から同様の支援又は補助金等を受けているものにあつては、補助の対象としない。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第113条の3第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験

- (2) 省令第113条の4第1項に規定する介護支援専門員実務研修
 - (3) 介護保険法第69条の8第2項ただし書に規定する研修（以下「専門研修」という。）
 - (4) 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
 - (5) 省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- （補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定にかかわらず、西都市介護人材確保支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、研修を修了した年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、第3条第1号に規定する試験に係る申請は、同条第2号に規定する研修に係る申請と同時にを行うものとする。

- (1) 研修を修了したことを証する書類
- (2) 試験に合格したことを証する書類（第3条第1号の試験に係る申請をする者に限る。）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 研修を修了した介護支援専門員等の雇用証明書（ただし、指定居宅介護支援事業所の指定の際に届出された介護支援専門員は除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付方法）

第6条 補助金は、精算払により交付する。

（事業報告）

第7条 規則第14条第1項の規定による報告は、申請書の提出をもって代えることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、研修を修了した介護支援専門員等が誓約書の内容に違反した場合は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、事業所の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

試験又は研修	補助対象経費	補助金の額
介護支援専門員実務研修 受講試験	受講試験実施機関が定める受験手数料	全額（ただし、振込手数料は含まない。）
介護支援専門員実務研修 専門研修	指定研修実施機関が定める受講料	全額（ただし、教材の購入に係る費用は含まない。）
主任介護支援専門員研修		
主任介護支援専門員更新研修		